

## 秦野市空家の活用促進補助金交付要綱

(令和4年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市内の空家の活用の促進を図るため、リフォームを行う者に対して補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 空家 本市の区域内にある現に人が居住せず、又は使用していない一戸建て住宅（併用住宅を含む。）で、秦野市空家バンク実施要綱（令和2年5月1日施行）の規定により空家バンク登録台帳に登録されているものをいう。
- (2) 空家所有者 この補助金の交付を申請する日において、空家に係る所有権その他の権利により、その空家の売却又は賃貸を行うことができる個人をいう。
- (3) 入居者 次のいずれかに該当する個人をいう。
  - ア 空家所有者との売買契約の締結により新たにその空家を所有することが決定している者
  - イ 空家所有者との賃貸借契約の締結によりその空家を賃借することが決定している者
  - ウ 売買又は賃貸に係る空家所有者の同意が書面により得られていて、リフォームが完了するまでに売買契約又は賃貸借契約が締結できる者
- (4) リフォーム 住宅の機能の維持又は向上のために行う修繕、改築、増築、減築又は設備改善の工事（併用住宅においては居住のために使用されている部分の工事に限る。）で、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。
- (5) 市内施工事業者 住宅のリフォームを業とする本市内に所在地を有する法人又は個人をいう。ただし、見積書及び領収書又は支払証明書を本市内の所在地で発行できる者に限る。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当す

るものとする。

- (1) 空家所有者又はこの補助金の交付を申請する日において、補助金の交付の対象となる空家の売買契約日又は賃貸借契約日から6か月を経過していない入居者であること。
- (2) 市税等を完納していること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象空家)

第4条 この要綱による補助の対象とする空家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この補助金の交付を受けてリフォームする箇所において、本市による他の補助金の交付を受けていない空家であること。
- (2) この補助金の交付を受けた日から2年を経過する日前に空家所有者が居住又は使用をしない空家であること。
- (3) この補助金の交付を受けた日から2年を経過する日前に空家所有者が3親等以内の親族にその空家を譲渡、売買又は賃貸をしない空家であること。

(補助対象経費)

第5条 この要綱による補助の対象とする経費は、市内施工事業者による空家のリフォームに要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、500,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、空家の活用促進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えてリフォーム着手前に申請するものとする。

- (1) リフォームの契約書又は見積書の写し
- (2) 建築基準法第6条又は第6条の2の規定による建築確認申請書の写し（建築確認が必要なリフォームに限る。）
- (3) 施工前の現況写真（外観及び施工箇所）
- (4) 空家の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (5) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（入居者に限る。）
- (6) 売買又は賃貸に係る空家所有者の同意書の写し（売買契約又は賃貸借契

約締結前の入居者に限る。)

- (7) リフォームに係る空家所有者の同意書の写し（申請者の他に空家所有者がいる場合に限る。）
- (8) 他の補助制度を利用している場合は、その関係書類
- (9) 同意書（第2号様式）

2 交付申請は、同一の空家について1回に限る。

（実績報告）

第8条 補助金の交付を受けた者は、規則第13条第1項の規定にかかわらず、リフォーム完了後、空家の活用促進補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 領収書又は支払証明書の写し
- (2) 完了後の写真
- (3) 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

2 令和8年3月31日までに補助金の交付決定を受け、かつ、その交付を受けていない者に限り、この要綱は、なおその効力を有する。

第1号様式（第7条関係）

空家の活用促進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

秦 野 市 長

〒

住所

申請者

氏名

電話番号

秦野市空家の活用促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

空家バンク 登録番号	
空家の所在地	秦野市
施工事業者	所在地 名称
施工内容	<input type="checkbox"/> 増築、改築又は減築工事 <input type="checkbox"/> 屋根、雨樋、柱又は外壁の修繕等の外装工事 <input type="checkbox"/> 内壁等の内装替え又は畳の取替え等の内装工事 <input type="checkbox"/> 雨戸又はふすま等の取替え等の建具工事 <input type="checkbox"/> 電気又はガス等の設備工事 <input type="checkbox"/> トイレ、風呂又はキッチン等の水回りの改修工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）
補助対象経費	円
補助金交付 申請額	円
施工予定期間	年 月 日から 月 日まで

添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 契約書又は見積書の写し <input type="checkbox"/> 建築基準法第6条又は第6条の2の規定による建築確認申請書の写し（建築確認が必要なリフォームに限る。） <input type="checkbox"/> 施工前の現況写真（外観及び施工箇所） <input type="checkbox"/> 空家の登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（入居者に限る。） <input type="checkbox"/> 売買又は賃貸に係る空家所有者の同意書の写し（売買契約又は賃貸借契約の締結前の入居者に限る。） <input type="checkbox"/> リフォームに係る空家所有者の同意書の写し（申請者の他に空家所有者がいる場合に限る。） <input type="checkbox"/> 他の補助制度を利用している場合は、その関係書類 <input type="checkbox"/> 同意書
---------	--

第2号様式（第7条関係）

## 同意書

年 月 日

(宛先)

秦野市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

秦野市空家の活用促進補助金の交付申請に当たり、市税等の納付状況を確認することに同意します。

第3号様式（第8条関係）

空家の活用促進補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）

秦 野 市 長

〒

住所

申請者

氏名

電話番号

秦野市空家の活用促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象 実績経費	円
補助金交付 実績額	円
施工期間	年 月 日から 月 日まで
添付資料	<input type="checkbox"/> 領収書又は支払証明書の写し <input type="checkbox"/> 完了後の写真 <input type="checkbox"/> 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）